［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
五十一　日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による行政書士の登録に関する事務であって第五十三条で定めるもの	市町村長	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十三条で定めるもの
五十一の二　国土交通大臣	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）による海事代理士		法務大臣	戸籍関係情報であって第五十三条の二で定めるもの

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十一　日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による行政書士の登録に関する事務であって第五十三条で定めるもの	市町村長	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十三条で定めるもの

地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの

地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの